

議案第74号

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員特殊勤務手当支給条例（平成17年多可町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の多可町職員特殊勤務手当支給条例の規定を適用する。

多可町職員特殊勤務手当支給条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(再任用短時間勤務職員の手当額の特例)</p> <p>第8条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(定年前提任用短時間勤務職員の手当額の特例)</p> <p>第8条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員</u>の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>